

指定管理者候補の選定結果について

下記のとおり、指定管理者の「候補」が選定されました。指定管理者の指定については、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を経る必要があり、平成30年12月議会の議決を経た後に正式に指定することとなります。

1 指定概要

(1) 施設概要

名称：北九州市立母子・父子福祉センター

所在地：戸畑区汐井町1番6号ウェルとばた4階の一部

施設内容：①施設概要

母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第39条に基づく母子福祉施設であり、母子家庭等に対し、各種の相談に応ずるとともに、生活指導及び生業の指導を行う等母子家庭等の福祉のための便宜を総合的に供与することを目的とする施設

②事業内容

母子家庭、父子家庭及び寡婦の福祉に関する講習や講座等の開催、福祉についての相談、自主活動についての助言、福祉の増進に関すること。

施設の管理運営に関すること。

(2) 指定期間

平成31年4月1日～平成36年3月31日

(3) 指定管理者候補の概要

名称：一般財団法人北九州市母子寡婦福祉会

所在地：北九州市戸畑区汐井町1番6号

主な業務内容：

ひとり親家庭や寡婦の支援活動のために、北九州市からの受託事業と自主福祉事業で親子ふれあい事業を実施。収益事業として、北九州市の区役所内売店や喫茶を経営。また、北九州市立母子・父子福祉センターと北九州市立藍島保育所の指定管理業務を実施。

2 指定の経緯

平成30年 9月 3日 募集要項配布

平成30年10月11日 募集締め切り

平成30年10月26日 指定管理者検討会の開催

平成30年11月 指定管理者候補を決定

(1) 応募資格

- ① 法人、その他の団体であること。(個人による応募は不可)
- ② 本社、本店又は主たる営業所、事務所等を、事故など緊急な対処を要する事態が発生した場合に迅速に対応できる場所に有するもの。
- ③ ひとり親家庭及び寡婦の福祉の向上や生活の安定と向上に対する理解と意欲を有するもの。
- ④ 募集説明会に参加していること。(共同事業体で応募する際は、代表団体が募集説明会に参加していること。)。
※複数の団体により構成するグループによる応募について
グループでの応募も可能。その場合は、応募時に共同事業体を結成し、代表団体を定め、上記の要件を、その代表団体に求める。
なお、共同事業体の代表団体は、構成員中最も業務履行能力の大きい者とし、出資比率は構成員中最大でなければならないこととする。
- ⑤ 共同事業体を構成する場合は、競争性を確保した上で、本市経済の振興と地元団体の育成を図る観点から、可能な限り地元団体を構成員とするよう努め、最低1団体は地元団体とすること。

(2) 応募状況

説明会参加：1団体

応募件数：1団体（一般財団法人北九州市母子寡婦福祉会）

3 選定方法

指定管理者の選定に当たっては、学識経験者や専門家等による指定管理者検討会を開催し、応募者から提出された事業計画書等について検討しました。市は、検討会の検討結果を参考に指定管理者候補を決定しました。

4 検討会構成員

- ・ [市民代表] 大谷 芳子（北九州市子ども・子育て会議公募委員）
- ・ [有識者] 角見 志津子（北九州市民生委員児童委員協議会理事）
- ・ [会計・経営分野] 齊藤 久美（S A - K Uコンサルティング代表）
- ・ [学識経験者] 田中 信利（北九州市立大学文学部人間関係学科教授）
- ・ [有識者] 西村 健司（一般財団法人コミュニティシンクタンク北九州理事）

5 選定基準等

選定基準（＝審査項目）及びポイント	
1	指定管理者としての適性
	(1) 施設の管理運営（指定管理業務）に対する理念、基本方針
	① 応募団体が、市の当該分野における基本的な政策や計画、あるいは施設の設置目的や性格等を十分に理解した上で、それらに適合した管理運営（指定管理業務）に対する理念や基本方針を持っているか。
	(2) 安定的な人的基盤や財政基盤

① 長期間安定的な管理運営（指定管理業務）を行っていただくだけの人的基盤や財政基盤等を有しており、又は確保できる見込みがあるか。
(3) 実績や経験など
① 応募団体が同様、類似の業務の実績を有しており、成果を上げているか。
② 応募団体が施設の管理運営（指定管理業務）に関する専門的知識や資格、経験を十分に有しており、熱意や意欲を持っているか。
2 管理運営計画の適確性
【有効性】
(1) 施設の設置目的の達成に向けた取組み
① 施設の管理運営（指定管理業務）に係る事業計画の内容が、施設の効用を最大限に発揮し、施設の設置目的に沿った成果が得られるものであるか。
② 利用促進を目的としている施設の場合、施設の利用者の増加や利便性を高めるための実施可能な提案があるか。
③ 施設の設置目的に応じた営業・広報活動に関する効果的な提案があるか。
(2) 利用者の満足度
① 利用者の満足が得られるよう十分に考えられているか。
② 利用者の意見を把握し、それらを反映させる仕組みを構築しているか。
③ 利用者からの苦情に対する対策が十分に考えられているか。
④ 利用者への情報提供が図られるよう十分に考えられているか。
⑤ その他サービスの質を維持・向上するための具体的な提案がなされているか。
【効率性】
(3) 指定管理料及び収入
① 指定管理業務に係る費用（指定管理料）が最小限に抑えられているか。
② 収入が最大限確保される提案であるか。
(4) 収支計画の妥当性及び実現可能性
① 収支計画が妥当かつ、実現可能な提案であるか。
② 経費の配分は適切であるか。
③ 積算根拠は明確であるか。
④ 再委託が適切な水準で行われているか。
【適正性】
(5) 管理運営体制など
① 施設の管理責任者、管理体制が明確に示されているか。
② 施設の管理運営（指定管理業務）にあたる人員の配置が合理的であるか。
③ 施設の管理運営（指定管理業務）にあたる人員が必要な資格、経験などを有しているか。
④ 職員の資質・能力向上を図るよう考えられているか。
⑤ 地域の住民や関係団体等との連携や協働による事業展開が図られるものであるか。
(6) 平等利用、安全対策、危機管理体制など
① 施設の利用者の個人情報を守るための対策が十分に考えられているか。
② 利用者の選定が公平で適切に行われるよう配慮されているか。
③ 日常の事故防止などの安全対策や事故発生時の対応などが十分に考えられているか。
④ 防犯、防災対策や非常災害時の危機管理体制などが十分考えられているか。

【評価レベル】

評価 レベル	乗 率	評価レベルの考え方
5	100%	特に優れている（市の要求水準を大幅に上回っている、高度な能力を有している）
4	80%	優れている（市の要求水準を上回っている、十分な能力を有している）
3	60%	普通（市の要求水準を満たしている、一応の能力を有している）
2	40%	多少不十分である（市の要求水準を下回っている、多少能力が乏しい）
1	20%	不十分である（市の要求水準を大幅に下回っている、能力が乏しい）
0	0%	劣っている（能力がほとんどなく、任せることに不安がある）

6 審査結果

(1) 評価レベル及び得点

団体名	選定基準 (=審査項目) 及びポイント	配点	評価レベル					検討会 審査結果	得点
			構成員						
			A	B	C	D	E		
一般財 団法人 北九州 市母子 寡婦福 社会	1 指定管理者としての適性								
	(1) 施設の管理運営に対する 理念、基本方針	5	3	5	4	4	5	4	4
	(2) 安定的な人的基盤や財政 基盤	5	3	4	4	3	5	4	4
	(3) 実績や経験など	5	4	4	3	4	4	4	4
	2 管理運営計画の適確性								
	【有効性】								
	(1) 施設の設置目的の達成 に向けた取組み	30	3	3	3	3	3	3	18
	(2) 利用者の満足度	10	3	3	3	3	3	3	6
	【効率性】								
	(3) 指定管理料及び収入	15	3	4	3	3	3	3	9
	(4) 収支計画の妥当性及び 実現可能性	10	3	4	3	3	4	3	6
	【適正性】								
	(5) 管理運営体制など	10	3	4	4	3	4	4	8
	(6) 平等利用、安全対策、危 機管理体制など	10	3	5	4	3	4	4	8
小 計	100	61	75	66	62	71	—	67	
地元団体に対する優遇措置 (5点)								5	
合 計								72	

(2) 検討会における主な意見

- ・ひとり親家庭の子どもと親の幸せの実現に向けて様々な形で努力をしている。
- ・母子家庭の母親等のメンタルケアをしながら就業支援を実施するなど、ひとり親家庭にとって必要な施設だと感じた。
- ・施設や事業のPRに関する事など、利用者増に向けた具体的な手法や方法等や、施設の効率性に関する提案がもう少しほしかった。
- ・現状に満足することなく、利用者の増加に向けて、ひとり親家庭の実態把握、潜在的なニーズの洗い出しを行い、更なる効果的な取組みにつなげてもらいたい。

(3) 検討会における検討結果

施設の管理運営に対する基本方針や実績等の指定管理者としての「適性」、及び管理運営体制等の「適正性」については、市の要求水準を上回り、優れているとの評価であった。また、設置目的の達成に向けた取組みや利用者の満足向上に関する「有効性」、指定管理料や収支計画に関する「効率性」については、市の要求水準を満たしているが、今後、更なる努力を期待するとの意見があった。

以上の観点から、総合的な所見としては、一般財団法人北九州市母子寡婦福祉会が指定管理者として相応しいと判断する。検討会における議論を十分に考慮し、最終決定を行うよう市に求めることとする。

7 選定結果

市は、検討会の検討結果を参考に、一般財団法人北九州市母子寡婦福祉会を指定管理者候補に選定しました。

(1) 選定された団体の主な提案内容

別紙「提案概要」のとおり

(2) 市における主な選定理由

- ・北九州市立母子・父子福祉センターの設置目的及び市のひとり親家庭等に関する施策についてよく理解しており、また同施設の管理に関する意欲が強く感じられる。
- ・ひとり親家庭への支援として、就労支援のみにとどまらず、親と子のふれあい事業など、心のケアについても提案されている、また、新たな取組みとして、センターの広域利用について提案がなされており、かつ経費削減も一定程度なされている。

8 提案額

平成31年度	40,833千円
平成32年度	40,833千円
平成33年度	40,833千円
平成34年度	40,833千円
平成35年度	40,833千円